

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 25 日

各都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法御担当課（室）御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省環境再生・資源循環局資源循環課制度推進室

### 使用済自動車の再資源化等に関する法律における旧姓使用について（依頼）

平素より使用済自動車の適正処理の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等においては、これまでも旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、政府全体として取組が進められてきたところですが、この度、旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うことを周知いたしますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄における旧姓使用について

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく申請等については、旧姓を記載することができるものである。

また、申請等を取り扱う場合の氏名欄の記載に当たっては、旧姓の使用が困難な特段の事情があるものを除き、併記（戸籍氏に加えて旧姓を記載すること。以下同じ。）ができることをウェブサイト上で申請者等に周知するなど、旧姓の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いする。

#### 2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、旧姓を括弧書きで併記するなどの方法により記載するものと

する。

(例) 地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

### 3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続きにおいて、本人確認のため氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上